

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公表番号】特表2005-530652(P2005-530652A)

【公表日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-040

【出願番号】特願2004-517006(P2004-517006)

【国際特許分類】

B 6 0 C 15/00 (2006.01)

B 6 0 C 15/06 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 15/00 D

B 6 0 C 15/06 N

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年7月15日(2008.7.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中心クラウン部分、及びタイヤ(1)を対応する取付けリムに固定するための一対のビードで終端する軸方向に対向する2つの側壁を有するトロイダル状カーカスであって、各々のビードが少なくとも1つの環状補強コア(5、6)を備える、トロイダル状カーカスと、前記中心クラウン部分に配置され、前記カーカス周囲に同軸状に延在し、路面との転動接触のためのレリーフパターンが設けられたトレッドバンド(9)と、前記カーカスと前記トレッドバンド(9)との間に同軸状に挿置されたベルト構造(8)とを備えた車輪用タイヤであって、前記カーカスが少なくとも1つのカーカスプライ(7)を備え、前記少なくとも1つのカーカスプライ(7)は、前記環状補強コアに固定されたそれ自体の端部を備え、前記環状補強コアに隣接して少なくとも1つの挿入物(15)をそれ自体の内部に包囲する部分を備え、前記挿入物(15)が、半径方向に重畳された複数のコイルを有する少なくとも1つの長形金属要素(13)を含み、前記長形金属要素(13)が、又ース状に包囲されるように前記カーカスプライ(7)の複数対のストリップ状要素の間にに入る、タイヤ。

【請求項2】

前記挿入物(15)がエラストマー材料を含む、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項3】

前記長形金属要素(13)が、エラストマー材料から製造された充填物(14)に結合される、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項4】

前記エラストマー材料が、70～90の範囲のショアA硬度を有する、請求項2に記載のタイヤ。

【請求項5】

各ストリップ状要素が、その外側プロファイルが前記タイヤ(1)の半径方向内面に実質的に一致するトロイダル状サポート上に、各ストリップ状要素の幅の2倍である周方向ピッチにより、前記挿入物(15)の少なくとも一部分が隣接ストリップ状要素により包囲されるように、配置される、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 6】

前記長形金属要素（13）が複数のワイヤを備え、前記ワイヤの各々が、500～500Nの範囲の最大引張応力を有する、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 7】

前記カーカスが、半径方向平面に存在する中立プロファイルを有し、前記中立プロファイルは、前記環状補強コア（5、6）を包囲する領域（4）と交差し、変曲点がない、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 8】

前記挿入物（15）が、半径方向に測定して1～35mmの高さ（Q）を有する、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 9】

前記タイヤ（1）が、前記環状補強コア（5、6）の半径方向外側位置に、少なくとも1つの補強挿入物（11）を備える、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 10】

前記タイヤ（1）が、少なくとも1つの前記ビードの軸方向外側および半径方向内側位置に、補強縁部（12）を備える、請求項1に記載のタイヤ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

本明細書の以下の部分では、1つまたは複数の中立プロファイルを参照する。前記プロファイルは、プライが单一プライである場合、または2つ以上のプライが互いに相互に接触する場合、カーカスプライのプロファイルと一致するが、プライが互いに移動して離れる場合、カーカスプライのプロファイルから逸脱する。この場合、中立プロファイルは、前記プライにより外側が区画される複合体の中立軸のプロファイル（the profile of the neutral axis of the complex）に一致する。